

医療施設動態調査における遅延調査票への対応について

- 令和4年8月10日 第181回統計委員会「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」において、今後の取組の一つに「遅延調査票の取扱いの明確化」が挙げられ、各府省は、各統計調査の特性に応じ、「遅延調査票への対処基準」に沿って、遅延調査票を処理することとされた。
- 医療施設動態調査は、毎月の報告の中に、前月以前に開設・廃止等の事象が発生した調査票が提出される場合があり、「遅延調査票への対処基準」のⅡ 2) ア) に該当するため、所要の見直しを行う。

「遅延調査票への対処基準」

この「遅延調査票への対処基準」は、遅延調査票を集計に利用する場合の典型的な取扱いとして想定されるパターンを示したものであり、月次・四半期の周期で行う統計調査における遅延調査票の取扱いはこの基準に沿って行う。なお、四半期の周期で行う統計調査においては、「月」を「四半期」と読み替える。

Ⅰ 本基準における定義

- 1) 遅延調査票とは、提出が回答期限に間に合わず、本来の集計対象月の月別集計に含めることのできなかつた調査票のことをいう。
- 2) 月別集計は、月別の統計のことをいう。速報や確報といった、複数の段階に分けて公表される月別集計はもとより、年別集計を行う際に併せて行われる月別集計も含まれる（ここでは、同一の集計対象月に係る値を更新していく場合を想定している。）。
- 3) 年別集計は、1年間又は1年度間の累積や平均などの集計のことをいう。

Ⅱ 遅延調査票を集計に使用するパターン

- 1) 月別集計が速報、確報など複数の段階に分けて公表されるパターン
月別集計の公表が、迅速性を重視した速報、正確性を重視した確報など複数の段階に分けて行われる場合、速報集計では遅延調査票を使用しないが、確報集計ではその集計期限に間に合う遅延調査票を使用するパターン。なお、月別集計の確報は、年別集計の公表の際に公表される場合もある。

2) 暫定的に使用するパターン（今後、下記Ⅲ-2）又はⅢ-3）の見直しが必要）

ア) 発生、廃止等の変化の報告を求める場合であって、遅延調査票を集計に加える必要があるパターン

発生、廃止等の変化の報告を求める場合であって、過去の報告値の累積として当月値を算出する場合、又は、前月値に当月分の報告結果を加えたものを当月値として算出するもので、遅延調査票を月別集計に直ちに反映する必要があることから、遅延調査票を、提出された月の月別集計に使用するパターン

イ) 月別集計に確報が無く、年別集計に遅延調査票を反映するために簡便な方法をとるパターン

遅延調査票の情報を年別集計に可能な限り反映させる必要があるときに、その情報を、便宜提出された月の月別集計に使用するパターン（例えば、年別集計が月別集計の合計であり、特に年別集計の正確性が重視される統計など）

Ⅲ 遅延調査票を使用する場合における留意点

- 1) 遅延調査票を集計に使用している場合には、その処理方法を公表資料に明示する。
- 2) 上記Ⅱ-2）-ア) のパターンについては、提出された月の月別集計に使用した遅延調査票を、事後に遡って反映する処理の導入や月別集計の廃止などを含め、月別集計の在り方を検討するとともに、遅延の原因を確認し、改善策等を検討する。
- 3) 上記Ⅱ-2）-イ) のパターンについては、月別集計に確報を導入することや月別集計を廃止することなども含め、月別集計の在り方を検討するとともに、遅延の原因を確認し、改善策等を検討する。

「遅延調査票への対処基準」Ⅲ 遅延調査票を使用する場合における留意点への対応

現在の公表・集計方法

- ◆ 医療施設動態調査では以下の公表をしている。
 - ①毎月、月報（概数） ②年に1回、年計（毎年10月から1年間の調査結果）
- ◆ 月報（概数）では、前月の医療施設数・病床数に当該月に提出された調査票（前月以前の事象に関する調査票を含む）データを反映させて直近の医療施設数・病床数を集計している。
- ◆ 年計において、1年間の動態状況（開設－廃止－休止－再開別）を月別に表章している結果表では、開設などの事象が発生した月ではなく、調査票が提出された月のデータを使用し、提出月で集計している。

（参考）令和2年調査結果表

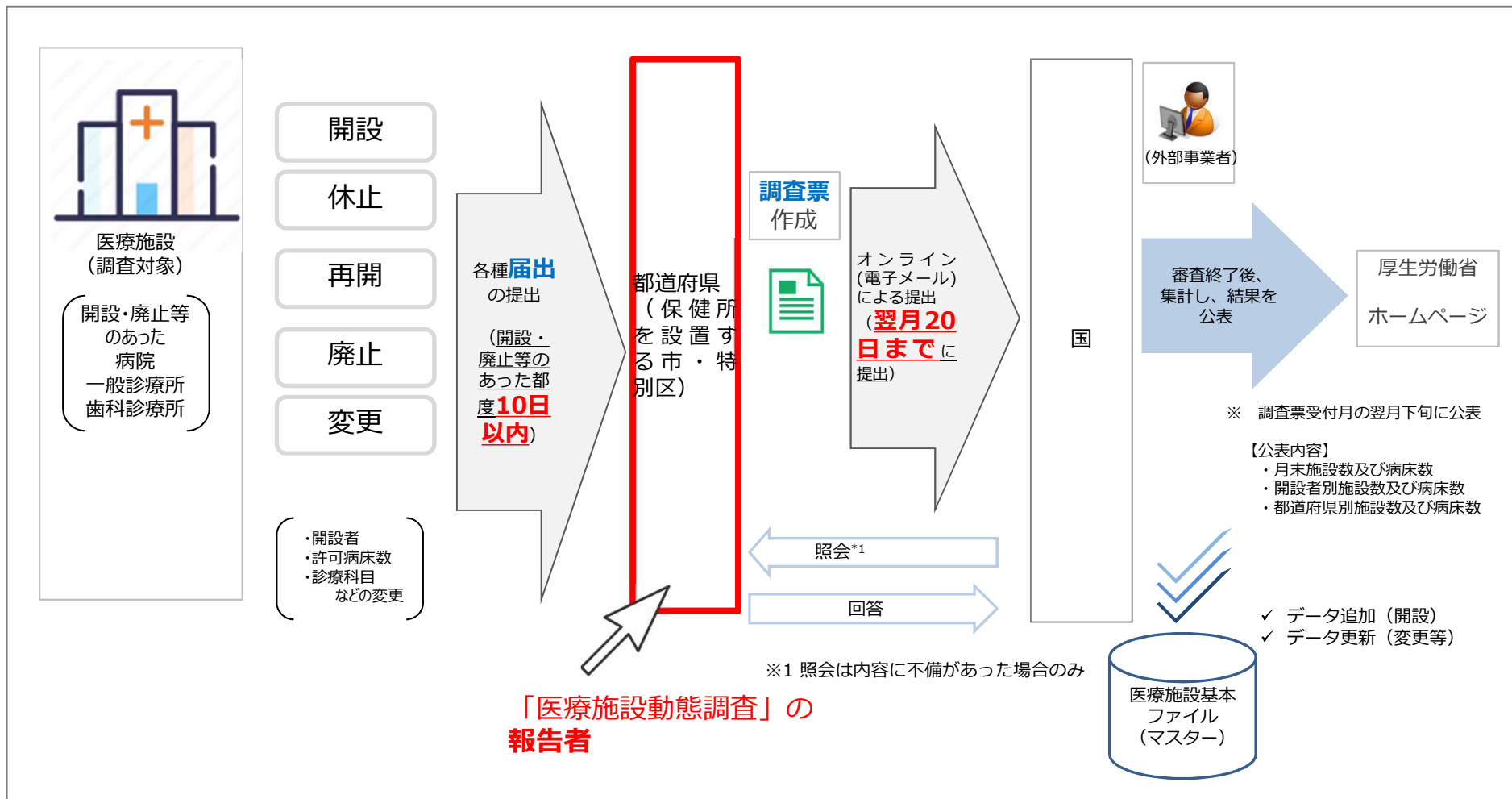
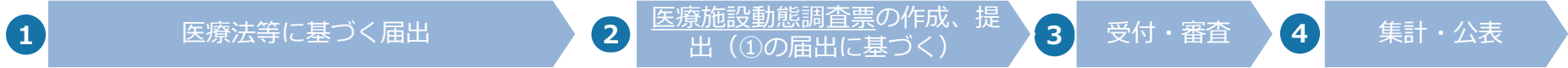
令和2年 医療施設調査令和元（2019）年10月～令和2（2020）年9月													
全国編 第33表 病院数；病床数、月・病床の種類・開設者・開設－廃止－休止－再開別													
注：1）施設数の総数は開設・廃止・休止・再開があった施設である。													
2）病床の種類ごとの施設数は開設・廃止・休止・再開があった当該病床を有する施設である。													
総数		令和元年10月		11月		12月		令和2年1月		2月		3月	
施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
開設													
総数	74	11987	13	3232	6	990	5	961	1	195	5	329	7
国	4	1005	1	550	-	-	-	-	1	195	-	-	-

統計委員会建議の留意点への対応

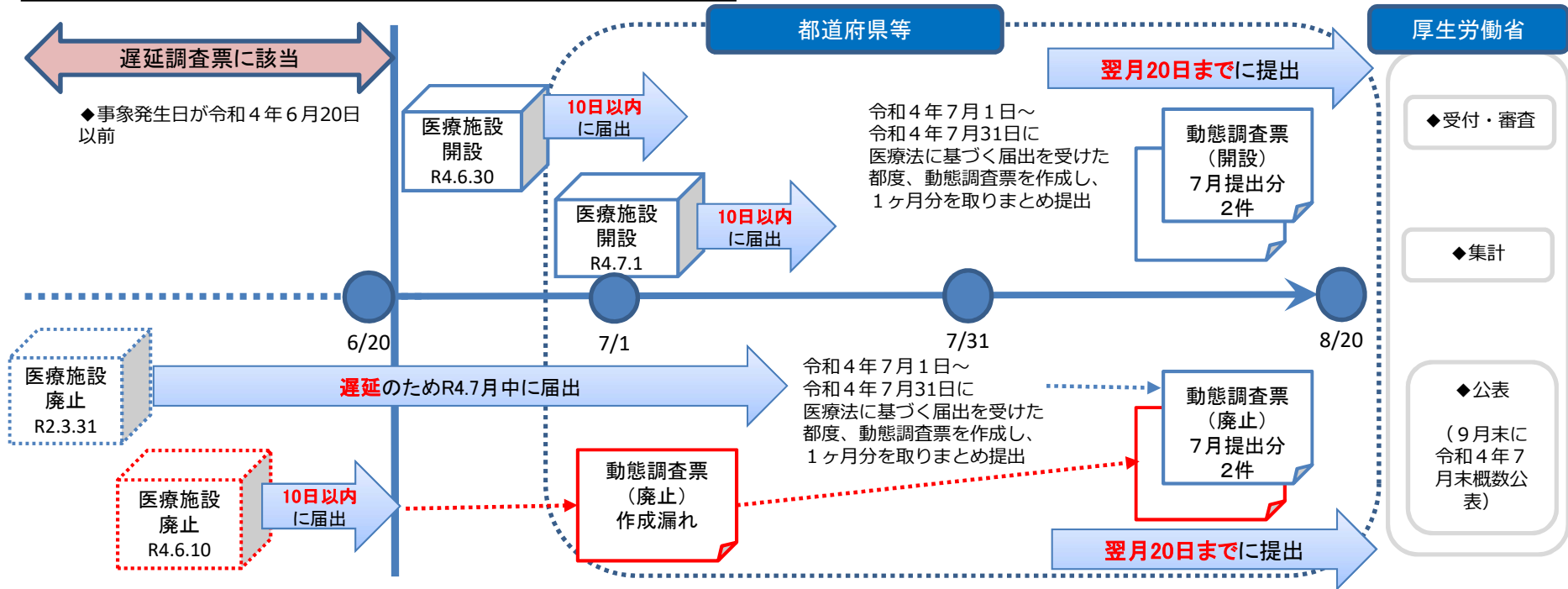
- ◆ 遅延調査票を集計に使用している場合には、その処理方法を公表資料に明示する。
 - 令和4年度中に、厚生労働省ホームページに掲載している調査の概要に処理方法を明示する。
- ◆ 提出された月の月別集計に使用した遅延調査票を、事後に遡って反映する処理の導入や月別集計の廃止などを含め、月別集計の在り方を検討するとともに、遅延の原因を確認し、改善策等を検討する。
 - 月別集計（月報）は直近の医療施設数等を把握するため現在の集計方法から変更しない。
 - 月別集計（年計）は令和4年調査以降の公表に当たって、事象が発生した月に遡って反映する処理が可能かどうかの検証を行い、検討を行う。
 - また、令和4年度中に医療施設動態調査の報告者である都道府県等に対して遅延調査票が発生する原因を確認する予定である。

医療施設動態調査の業務フロー

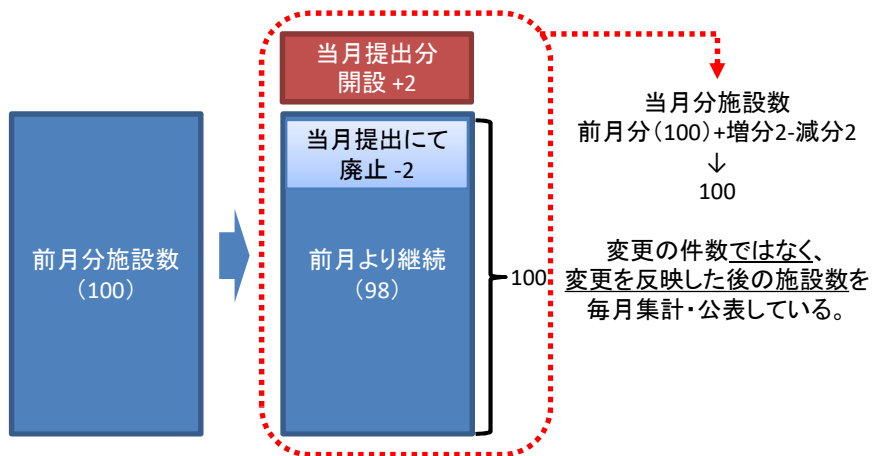
参考



例: 令和4年7月分 医療施設動態調査票の取扱い



月報の集計イメージ



年計の集計イメージ

変更を反映した後の施設数(1年分)のほか、変更の件数を月別に集計している。

○従来の月別結果表イメージ(調査票提出月別)

	...	令和4年6月	令和4年7月	...
新規開設		-	2	
廃止		-	2	

検証・検討した結果、
遡及可能な場合

○建議を踏まえた月別結果表イメージ(事象発生日別)

	前年以前	...	令和4年6月	令和4年7月	...
新規開設	-		1	1	
廃止	1		1	-	